

第 36 回 定例農業委員会議事録

令和 8 年 7 月 6 日（月）午後 4 時 0 0 分より、J A にしみの中部支店 3 階大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（16 名）

1	中津 正三		15	桐山 文子	
2	佐竹 静		16	三輪 則夫	
		10	高橋 正彦	17	辻元 政博
4	岩井 豊太郎	11	高橋 滋	18	高橋 美和子
5	森 千尋	12	下野 一郎	19	岡本 敏美
6	吉田 和郎	13	田部 恵		
7	柳瀬 美穂	14	吉田 幹夫		

欠席委員（3 名）

3	棚橋 新一	8	清水 峰幸		
9	林 新太郎				

その他の出席者（4 名）

	三浦課長	長谷川主任
矢野事務局次長	堀主幹	

議案

議案第 7 1 1 号 農地法施行規則第 2 9 条第 1 項による証明願について

議案第 7 1 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 7 1 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 7 1 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 3 6 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長 ただ今から、第 36 回定例農業委員会を始めたいと思います。
 本日の議事録署名者に、6 番 吉田和郎委員、1 6 番 三輪委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

 ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
 では、ただ今から議案審議にはいります。

 議案第 7 1 1 号 農地法施行規則第 2 9 条第 1 項による証明願について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第 7 1 1 号 農地法施行規則第 2 9 条第 1 項による証明願について、説明させていただきます。
 1 件提案されております。
 農業者が、2 アール未満の農地をその者の農業用施設に供する場合は、農地転用許可の適用除外になっておりますので、証明願という形で申請されたものです。

 1 番、畑、5 9 m²で、農業用倉庫でございます。

 以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

 -特になし-

 ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

（「異議なし」の声）

 それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

 議案第 7 1 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第712号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

9件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

こちらの事案のうち6番につきましては、2番の出席委員に関する事案があり、当該委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されますので、説明につきましては、このまま聞いていただき、着席のままで結構ですが、審議には、加わらないよう、よろしくお願いいたします。

1番、所有権移転によります、田、2筆合わせて833㎡で、ございます。取得後は水稻及び果樹の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2番、所有権移転によります、畑、495㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

3番、所有権移転によります、田、274㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

なお、譲受人は、申請土地に隣接する土地建物を購入し転居する予定でございます。

4番、所有権移転によります、田、245㎡で、ございます。取得後は果樹の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

なお、譲受人は、申請土地に近接する土地建物を購入し転居する予定でございます。

5番、所有権移転によります、田、446㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

6番、使用貸借権によります、田、2,027㎡で、ございます。取得後は花卉の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

7番、所有権移転によります、田、371㎡で、ございます。取得後は

水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

8 番、所有権移転によります、田、6 6 4 m²で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2 ページをお願いします。

9 番、所有権移転によります、田、3 9 6 m²で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 先程の話のとおり、6 番の事案につきましては、2 番 佐竹委員に関する事案がありますので、当該委員は、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、議事参与が制限されていますので、着席のままで結構ですが、審議には加わらないようお願いいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第 7 1 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第 7 1 3 号 農地法第 4 条関係申請明細について、説明させていただきます。

1 件提案されております。

こちらの事案につきましては、2 番の出席委員に関する事案があり、当該

委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されますので、説明につきましては、このまま聞いていただき、着席のままで結構ですが、審議には、加わらないよう、よろしくお願いします。

1番、田、405㎡で農業用倉庫でございます。

農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 先程の話のとおり、こちらの事案につきましては、2番 佐竹委員に関する事案がありますので、当該委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されていますので、着席のままで結構ですが、審議には加わらないようお願いいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第714号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第714号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

3件提案されております。

1番、所有権移転によります、田、154㎡で貸駐車場でございます。

農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

2番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、316㎡で貸駐車

場でございます。

農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

3番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、620㎡で太陽光発電施設でございます。

農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

—特になし—

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第36号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

事務局 報告第36号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、2件申請されています。

1番、田、290㎡で、貸駐車場でございます。

3ページをお願いします。

2番、田、199㎡で、一般個人住宅でございます。

農地法第5条関係届出明細については、17件申請されています。

3番、所有権移転によります、田、1, 124㎡で、
建設業資材置場・駐車場でございます。

4番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、350㎡で、
スポーツ学習支援業駐車場でございます。

5番、所有権移転によります、田、267㎡で、宅地分譲でございます。

6番、賃貸借権によります、田、1, 587㎡で、
集合住宅・駐車場でございます。

7番、所有権移転によります、田、畑、5筆合わせて、435㎡で、
一般個人住宅でございます。

4ページをお願いします。

8番、所有権移転によります、田、195㎡で、一般個人住宅でございます。

9番、所有権移転によります、田、638㎡で、宅地分譲でございます。

10番、所有権移転によります、田、383㎡で、宅地分譲でございます。

11番、所有権移転によります、田、955㎡で、宅地分譲でございます。

12番、所有権移転によります、田、198㎡で、宅地分譲でございます。

13番、所有権移転によります、田、936㎡で、分譲住宅でございます。

14番、所有権移転によります、田、294㎡で、共同住宅でございます。

15番、所有権移転によります、畑、3筆合わせて、560㎡で、
一般個人住宅でございます。

5ページをお願いします。

16番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、816㎡で、
共同住宅でございます。

- 17番、所有権移転によります、田、268㎡で、共同住宅でございます。
- 18番、所有権移転によります、田、2,108㎡で、宅地分譲でございます。
- 19番、所有権移転によります、畑、33㎡で、宅地分譲でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、6件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

20番、田、畑、7筆合わせて、5,796㎡でございます。

6ページをお願いします。

21番、田、4筆合わせて、2,932㎡でございます。

22番、田、7筆合わせて、7,734㎡でございます。

23番、田、畑、3筆合わせて、2,048㎡でございます。

24番、田、992㎡でございます。

25番、田、488㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

委員 議案中の、法人名の（同）とはどういうものですか。

事務局 合同会社の事でございます。合同会社とは会社法による、株式会社、有限会社などの会社形態の一つで、出資者と経営者が同一で、出資者である社員全員が

議長 出資額の範囲内でのみ責任を負う会社でございます。

他に何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後4時17分閉会